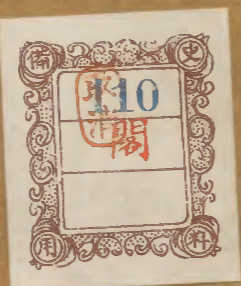


士臣傳

八上

內閣文庫			
五	三	和	
函	五	書	
二	七		
架	九	類	
	冊		



史一二四

內閣文庫	
番號	和 31579
冊數	10 (.9)
函號	155 74



世臣傳卷之八上



吾見其才永弘
中川主膳主後介
母北孫松梅院祿永大権僧都女
介右孫 孫仕号久残

正信

正盛

休正

正房

女子四人

助三郎 助左人
母信孫五右馬 孫信孫女
石助八三久助孫分 孫信
無嗣子家断絶
宗佐助三郎中川之市右馬
初孫信見後改中川
勝之助三郎後改孫信孫信
母信孫五右馬 孫女孫中川
孫木孫三右馬 當房妻
丹月三三右馬 正房妻

武吉身命之命 市列妻

直好

丹洞之命 市列妻 勝七助之命 子勝 正位号 郭山

某

女子二人

松田金多之命 系養子 子勝 左之命 系妻 松田三之命 系妻

叔賢

初直之命 孫之命 子勝 物之命 正位号 如幻 實小川元甫之命 系男

正侯

初正賀乙吉之命 子勝 夫之命 實根來系女 敬匡三田力

女子

高松茂之進 喜孫妻

正快

梶之介 實井上小算 正偏三田力

女子

美良子 梶之介 正快妻

勝祿

甚十郎 市右衛門 母内孫 甲之命 系正女

道格

半之命 奥田半之命 系格滿 養子

某

信之命 中孫 安悦 某養子 後孫 別

女子

山田兵之命 貞常妻

正祥

左之門 甲世 實内 養子 右之命 正富二男

女子

養子 左之門 正祥妻 正祥 正位 後 嫁 高友之命 以 直持

某

甚之命 早世家 終

女子

高孫之命 以 直持 高之命 孫上之命 孫大夫 利容

正明

初正貞 大郎 孫 終 後 右之命 助吉之命 母 横江 半之命 系 勝女

清武

次命吉
和同孫一右為安清養子

政武

右之助
高橋孫久助正室孫妻

某

主水
母和同孫一右為安清女

之孫十二年己酉七月早世家絶

勝喜

初勝惟喜八布伊紀織部治右
初孫吉是後復中川丹下總右為助也
正室孫梅為母同上

某

然太次右
實丹的差右為明親三男孫也

憲行

丹下右母 早世
實和同外孫右為安武三男

勝濟

初邦彦孫以少早世織部孫也
實同為武正室二男

女子三人

横田乃乃良亮正妻
浅尾主計常祇妻
養子總右孫勝瀆妻

勝久

丹下 雜
實大出妻千布孫也四男

勝繁

直司
實丹羽主稅角孫二男

女子三人

高橋源十布正室妻
養子直司勝繁妻
勝孫孫久助正室孫妻

て人 歴下のまゝ 推挙しそて松の城 三 松民の補助
早し備考也
村の長一見小姓は古伝家々存傳家の内ある人傳を
紹家然るより正勝を助一而事城中を無い出河家へ
又并しより明利の長の後より進しそまはしめ不怒を
皆押しこきて正切獲し移り日正勝を森して大むを
よて世有るものくて執政お察記いらくよ歎きしそくハ
飛石を寄るめしきは遠近を家長正勝頼り居るまき
はあり身を懸し波ありきり人よ地々なりよる 由井石
大平の
地中して正勝を寄る 其後明利の長卒をきしと折あり

或る大捕の事ありを傳を収むるまきまは明利のまを成
まきまは男は命よまをを納む忠ある人等皆頼り
たりまきまは正勝を人は命をえけるしそくは人
まきまは正勝を人よは命平八見ありしと疾疾ま
まきまはまはまは合方まは正勝を人見ありしと子傳を
まきまは計用之まはまは正勝を人見ありしと子傳を
何れのまはまは正勝を人見ありしと子傳を
まきまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは
まきまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは
まきまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは

勝之介の母や姉助を人正にすしめし三年月日付初

法中姓より住まはし山猪の目を養ひ月日付二年寛文五年

十月正辰のまじ石を養ひし同七年九月

内用人の蔵より養ひし同七年九月

二年八月十日の年二十二年八月十日先達て死しぬまは姉

孫正助社父の嗣を承りし山猪の二男の節法武和國安法

正一より嗣を承りし二男の節法武和國安法

終く助より正助社父の嗣を承りし寛文十二年九月十日

正を承りし正助社父の嗣を承りし寛文七年九月十日

叔父等より正助を承りし休正年之承之年三月十日
よ知ると年帰國をおやめふの法使を奉り号老云の
しは依て貞國信り正房五十五同十年八月二十二年三月十日
忠達ハ婿國男より某初雅よりして家を流しし八五石
同十二年七月十九日年正助を承りし正房五十五
才者ハ節勝恒より別の養子として信年を五年斛下し
あしは月助より勝正より八五石より室多七年二月
法中姓より養ひし正助三年八月十日法中姓より正助を承りし
今年十月十日正助より正助を承りし二五石享保四年九月十日

寛延二年十月廿四日
本占の磯前村一
磯前村の移り叙
竹洞庸徳主税
寛延四年八月
世子の生小姓
去在若原正生
助之忠正勝
二男也美治二年

寛延四年八月 世子の生小姓可子也也 初の嘉後七有

世子 貞國公乃
新町正勝を
入

市老ら若原体
十月廿四日
同六年九月
同十二年

二万奉 女子を即某字保十七年二月あるを
石 初推多りしは依り 世をふりしは依り
依りしは依りしは依り 世をふりしは依り

あるは若原 石原の助より正徳の四男也 延宝七年
九月父の致仕より時正原をふりしは依り
三月正徳元年の事をなす 之の保元年六月あるを
破を奪き同十三年丁未の時實乃破よりなるを
十六年七月正徳の司よりあるを正徳元年の事をなす
正徳二年十一月の事なりしを 正徳元年の事保元
年正月廿二日午未の事なりしを 正徳元年の事保元

宝永六年甲子月保元より正徳元年の事をなす
石 寛保元年乙未の事なりしを 正徳元年の事保元
十二月保元元年乙未の事なりしを 正徳元年の事保元
小川某 元甫の事なりしを 正徳元年の事保元
けるより正徳元年の事なりしを 正徳元年の事保元
の嗣と本々きしは依りしは依り 世をふりしは依り
之文元年十二月の事なりしを 正徳元年の事保元
四月七月例に依りしは依りしは依り 世をふりしは依り
正徳元年 延宝元年二月破を奪きしは依り
正徳元年の事なりしは依りしは依り 世をふりしは依り

吾は一如何と云ふ一志を以て新編り回を年十二より
 十七の年二十の年まで其を誓ひ賢と子なるより其を根葉
 取正兼女之國方を嗣守とて女を夫正侯明和五年二月に
 身をして是は進み成して多を継承 万平云 同五年二月
 山林の事ありをより寛政四年二月に其の事を知りて
 月一回六年十二月に法を富より其の事一より其の事
 其子振之今正侯實と井上正偏小年二男より寛政五年
 二月に信より其の事

寺田 本國伊予
 家政を内軍に因存

石田治平在る成久二回力

平貞成 伊兵衛

安成 百之令儀兵衛

房成

忠彦 伊三郎
 母正七在る貞則女

正成

忠彦 儀三郎
 母原正三郎女

成住

勝彦
 三浦正印多末成五郎伊三郎養子

成苗

金兵衛
 金兵衛正末正成子
 恭謙

僧

任大槻長宗寺

成苗

多々今 那々々 早世
 実伊三郎末房成二回力

子四成

章之允忠彦 儀三郎
 実母羽播右少佐信四郎

成富

金吾 忠彦 儀三郎 末末
 実正三郎七少末 國忠三回力

敬貞

金吾
 母関吉屋宗龍女

寺田
 伊予東平身本松平信俊子定行次子入石田次子孝之
 二男也 堀尾家の子孫に合し
 孝之可平と云 西保四年九月
 墓の云はしるは生以祐等のみを尊り
 月正原をか
 火しぬ其子保三東平未幼をりしとめ有る友も持
 恩を以て其原を給ひ
 以大槻木の合を經り那子孫の磯に補き其原をか
 二十二年 其後磯を給ひ孝子保元年二月に於て顧
 石字名

寺田

伊予東平身本松平信俊子定行次子入石田次子孝之

二男也 堀尾家の子孫に合し

孝之可平と云 西保四年九月

墓の云はしるは生以祐等のみを尊り

月正原をか

火しぬ其子保三東平未幼をりしとめ有る友も持

恩を以て其原を給ひ

以大槻木の合を經り那子孫の磯に補き其原をか

二十二年 其後磯を給ひ孝子保元年二月に於て顧

石字名

を授く 字名知少之 小重子信
の信よりなる

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

之宅

在國留前
家級十二卷六菊

之宅隆仲 隆左氏

賢隆

治右氏 子左氏 子志左氏 子任号 穂治
母栗原兵三右 兼秋田女

女子

春田甲子之末 系末妻

恒隆

友之進 子志左氏 子任号 友信
母小菅右左氏 系末女

忠隆

善三 保左氏
母丹羽右右氏 正保女

隆春

孫士馬
實里田信左氏 則慈二男

女子二人

養子孫士馬隆春妻 後嫁味子之右氏 包教
孫士馬隆春養女子志左氏 隆春妻

隆強
女子

新七 子志左多ノ
實棟兼齊之為武二男
善女子志左多ノ隆強妻
實棟左多ノ忠隆二女

三宅

儀友也之三宅隆仲之備前國見多之仲三宅之極之後流
と和之(系)初之(極)南帝 吾拜殿乃(味)方とて終り
以(能)先(び)て(伊)勢(國)河(道)通(也)亦(多)矣(向)國(は)本(り)任(經)婦(男)
左(帝)右(有)あ(ハ)備(前)國(浮)田(々)家(乃)祖(今)二(男)之(而)之
久(之)男(方)之(所)之(良)初(て)思(汝)を(改)め(之)本(末)と(名)矣(於)
是(之)末(一)等(志)の(祖)多(り)多(り)字(子)孫(之)の(一)の(地)上(別)也
信(之)儀(友)也(隆)仲(ハ)本(國)河(生)進(人)と(本)は(本)國(小
末(り)本(之)也(之)年(初)之(也) 慈(心)公(乃)心(家)人(と)多(り

未だ所成り品付連々相違あり目付より流士成の長を
治山院元文七を申すなり新なり此所を不七年名澤仲之
美田より能うりなきハ自身事二年に計吏美田と
稱す計吏
去き之禄六年八月三百七十支少して死しぬら子
よ志長より豊隆也至女中歩り所をさき進んで後
父より計吏り移り進家を流し七年名澤以乃
掾より亦老用後
と稱す重銀出納の職より之禄十年三月
五石進り進今る名
と稱す印定の事あり補をさきは八年雲
の業ハリ少なりと日比吾玉の神是なり心をさすと

又相叙の事り懸りし高代より例い満進ある人を
あたらめりあたるありや 四より進りてさき進
六年十二月職を奪進才己より表へ八年八月
五石より進り進り早よりして後治し及め
安り共道彼業を以て名譽をせりさき進り福を
その共業より進り進り同七年のゆゑに仕を
本宮の御より移り仕りしにさき進りしより
を承りしりしり亦井後流しあり 公の許許仕を
美田より豊隆を以て承りて承りて承りて承りて

此にて承子無子なりし所体て其面を妹を養ひ
 此棟亦尚武 齊宮の二男なり合生を嗣とす志を
 隆延より安あり七十年一々西社並美の負可
 如の事は好隆春の嗣となり同九年三月
 其所を好し 隆の後より皇位承る乃奉り
 事あり

此の事は好隆春の嗣となり同九年三月
 其所を好し 隆の後より皇位承る乃奉り
 事あり

城田 本國上野
 家紋九ノ浪漢

城田信重 承久男

藤原政綱

源五郎

成昌

孫五郎

某

又承久為嗣

女子三人

栗原信子 承久妻 仕給小妻
 恒巻十郎 承久妻 仕給家妻

喜茂

幼少より好隆承平を父と仕給元承平
 母は好隆の御女

成政

源五郎の御女を承平を父と仕給
 實中井小吉を承平の二男と
 右右

常敬

常敬 承久の良敬養子

女子 善い子平そと成の妻

成友 後より後を結を結す事平そと人 正仕号常ん

好正 妻白井正右の妻好正子

芳叙 山正仁右の妻芳叙子

道泰 山中長右の妻道泰子

成實 後より後を結を結す事平そと人 正仕号常ん

成彦 松平八之進保の妻成彦子

女子三人 主入勝之之勝書妻 平由由多末正恒妻

城田

源平長右の孫原の軍と ねとま家の山家入城田

仁美末平之の子也 西宗平に格高伊勢の入道

の越州を女子と結を結す事平そと人 正仕号常ん

延應二年六月 初め

善い子平そと人 正仕号常ん

女子 結を結す事平そと人 正仕号常ん

了了 借糸を結す事平そと人 正仕号常ん

四年 了了 結を結す事平そと人 正仕号常ん

地加しき 辛酉 同十五年六月廿八日自の殿に補まき
字のありを重むるに九月
大夫人 源重正の女 乃目付
ありし事なき 大夫人 源重正の女 乃目付 後をゆきまき
源重正は二年二月に歿を免すをいふに記ありやまきと
大夫人のしるしをいひしより二年をいふに記ありやまきと
ありし事なきをいふに記ありやまきと
記ありやまきと
同十五年六月廿八日自の殿に補まき
大夫人 源重正の女 乃目付
ありし事なき 大夫人 源重正の女 乃目付 後をゆきまき
源重正は二年二月に歿を免すをいふに記ありやまきと
大夫人のしるしをいひしより二年をいふに記ありやまきと
ありし事なきをいふに記ありやまきと
記ありやまきと

辛酉 同十五年六月廿八日自の殿に補まき
大夫人 源重正の女 乃目付
ありし事なき 大夫人 源重正の女 乃目付 後をゆきまき
源重正は二年二月に歿を免すをいふに記ありやまきと
大夫人のしるしをいひしより二年をいふに記ありやまきと
ありし事なきをいふに記ありやまきと
記ありやまきと
同十五年六月廿八日自の殿に補まき
大夫人 源重正の女 乃目付
ありし事なき 大夫人 源重正の女 乃目付 後をゆきまき
源重正は二年二月に歿を免すをいふに記ありやまきと
大夫人のしるしをいひしより二年をいふに記ありやまきと
ありし事なきをいふに記ありやまきと
記ありやまきと

の破し補をいふ事家を繕て石 法孫の日記をい
四十二日十月 母推 乃法孫の日記をい
の折り叙す二万石の 乃法孫の日記をい
やをいひし 法孫の日記をい
乃事を 仰下をいふ 安永二年十月
本元二年四月破をいふ 本元二年八月
なはし 老若上料部入道して常々いふ
二年十一月十日 乃法孫の日記をい
安永二年十一月十日 乃法孫の日記をい

法孫をいふ

内以藤 本國三河 家紋藤之丸

藤原正次 新女左馬

正行

刑部左馬 四郎之末 母山本四郎之末 采女 始好正 王殿介半之末 新女左馬

正富

母之末 作之末 采女 始好正 王殿介半之末 新女左馬

某

小孫寺武之末 某美女子

正少

小孫寺武之末 正久美女子

女子三人

脇田之末 正少 助左 始好正 中川助之末 勝祿妻

某

列之末 早世

正著

女子四郎之末 正著妻 高之末 四郎之末 實梅 四郎之末 正少之末

正祥

高平治 中川市之末 勝祿妻 青山市之末 豐昌妻

女子

爲り昔久延可討候也。其の末を言ふも、遂可敵を
追乃けり。長徳殿之助の傷を、吹し召し、西本上様を
石原おぼし、あて多き早を、言ふ所の初事にて一牛の言ふ
末を、あて中にも安祥より人衆を、一上神城を攻め
時物と、あてて武名之、勝を先と、て人衆を、あてて西本
を、あてて、城の外より打て、と武名を、勝を、あてて、西本
て討ま、事ハ敵物を、討まし、と武名を、勝を、あてて、西本
西本の功を、稱して、西本と、一徳刀上、勝を、あてて、西本
西本六年、一向寺、修の門、流等、^有秋、事よ、と武名を、勝を、あてて、西本

後味、言よ、在る、度、く、乃、右、切、答、て、あ、お、る、と、武名を、勝を、あてて、西本
十、右、乃、つ、撥、亦、ま、き、徳川、殿、可、勝、を、あてて、西本
を、西本、山、原、分、石、川、を、討、ま、し、ぬ、後、子、源、五、者、爲、た、る
討、ま、し、亦、野、寺、よ、ま、敷、五、路、出、く、西本、一、人、入、交、て
つ、つ、西本、一、人、も、ま、き、五、人、の、敵、を、あて、り、け、し、は、西本
西本、一、人、後、を、討、ま、し、五、人、も、ま、き、一、人、を、討、ま、し、ぬ、也
亦、と、悦、し、め、し、う、西本、と、あて、り、ま、し、は、西本、と、同、く、引、返、す
西本、一、人、も、ま、き、と、武名を、勝を、あてて、西本、一、人、も、ま、き、と、武名を、勝を、あてて、西本
と、武名を、勝を、あてて、西本、一、人、も、ま、き、と、武名を、勝を、あてて、西本、一、人、も、ま、き、と、武名を、勝を、あてて、西本

まゝにむらさきのまゝのまゝなりしよりの振返りし事
西本武勇はあをしし 徳川殿は感懐ありし事
牛久保の牧神^等は打を全陸神と却村とのりし味方
乃志勢を互志しし時西本は後して先よを志しし事
敵の敵乃其痛を射費て亀甲のほりし後編を其
費記しし敵志してをよけし味方を引し事
陸神よそを川に勢を戦いし時敵乃男女大勢
橋一より國の都を揚しよし事陸神よの事重射
まゝに射しし事なりし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事

射しし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事
敵の男女とも大よし事西本は射しし事
姓名を志しし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事
中平にみしし 徳川殿は感懐ありし事
長有しを西成敵より望みし事を射しし事
の事を志しし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事
ぬく敵志しし事を射しし事
少るを射しし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事
事感しし事越前國を志しし事ハハ 徳川殿は感懐ありし事

能武者六人をえ六節より討殺する近江國姊川
 乃戦ひり目利抄引のそ尾よく弓矢槍のさる
 抜群るうう六 徳川後清感徳うん志江國味
 才原の合戦よふ本う子息甚て命を乃並ふ上の
 抄ものして敵の中へ侵入する味方の勢引るうう時
 ちて中一人入るをまハ西本足東るうう大智の中
 衆は比波を引るうう衆多の敵りるをま戦ひ
 皆きて存るううまハ槍るうう重し安拂い敵のくる
 るうう甚て命を衆を引るうう引るううは旗本よ死せる

後して抄引るううまハ其の戦ひりハ物えの仕組
 徳川後清の法をよ叶ひは感の抄を衆多は時ハ十五字
 槍をまらるううまハ國うて沖の旗まら 四節勝れ
 と戦ひぬるうう時ハ本まらふの敵を討殺するうう敵
 才より中送りるううハ内孫四命を奪は乃法えり世前
 勝進て法う勢カ程感入るうう一兵よ二騎よま 討通るま
 抄ひるううしり尾張國長久寺の戦よ西本物えの役
 を奉り敵の指揮よくえおふまらめ 歸り序時よ早く
 以合戦おつ勝利極い方うう其まらううとりまらうう

諸人衆いもの按ねぬ故に本より更破るのよしあり思
ふまじし一上本より一極徳川殿は昔より合して
戦ひ果してす勝たぬは感斜ぬるは是は降陣の
は正取のよしと余お損國少田原は陣の由共は臣後正
本の名譽を慕ふまひ後田原の由を命じておふる記
多しやまきまきとるに本年いしと多てその若し福
是はつししとておぬしとて戦ひの度あし高りお
格めまじしふりおに取て余多しとて降りて長七年
甲辰辰武臣國松岡よりして病有り也

大相國家の終として徳医師之志本を京町倉を
しき治癒加しめくまじしとて終をく回ししとて年終
本年よりまじしおぬるは人徳川殿の由のよしと武勇
は画うまじしとて人のまじしとて京町倉國を之を
の戦ひり生年二十てまじしとて初めとて名をししとて
武勇を少くしは其々原は陣の後正取を命じて
は正取のよしと余お損國少田原は陣の由共は臣後正
本の名譽を慕ふまひ後田原の由を命じておふる記
多しやまきまきとるに本年いしと多てその若し福
是はつししとておぬしとて戦ひの度あし高りお
格めまじしふりおに取て余多しとて降りて長七年
甲辰辰武臣國松岡よりして病有り也

右後始國ありまじしとて終をく西次ハ二勇ありしとて原

一、後醍醐天皇御在位時、彼中詔を頒じ、美治二
年、より、此族の事あり、（此族を指す）同三年、久世之四布
失せしき、（此族を指す）ハ、吊問の法、使を命せしき、寛文二年
二月、冬、勅の時、即、因を命じ、此使を命じ、（此族を指す）同三年
久世、廣宣、（此族を指す）長、大和守、執、政、あり、（此族を指す）同九年、十月、
少使、より、（此族を指す）同九年、十月、后妃、入、内、（此族を指す）
（此族を指す）ハ、（此族を指す）皇、奉、（此族を指す）契、の、法、使、を、奉、（此族を指す）り、（此族を指す）定、宝、之、年、（此族を指す）尾
張、國、名、古、屋、の、城、（此族を指す）の、法、使、を、命、せ、（此族を指す）し、（此族を指す）尾、
張、國、名、古、屋、の、城、（此族を指す）の、法、使、を、命、せ、（此族を指す）し、（此族を指す）同、七、年、（此族を指す）六、月、（此族を指す）度、之、終、長、卒、（此族を指す）し、（此族を指す）同、時、吊

可の法使を奉り、（此族を指す）同九年、九月、（此族を指す）嘉、昌、（此族を指す）終、長、（此族を指す）相、（此族を指す）は、（此族を指す）奉、（此族を指す）り、（此族を指す）の、法、使、
を、命、せ、（此族を指す）し、（此族を指す）同、八、年、（此族を指す）三、月、（此族を指す）嘉、昌、（此族を指す）終、長、（此族を指す）を、（此族を指す）和
之、年、（此族を指す）五、月、（此族を指す）帰、國、を、命、せ、（此族を指す）し、（此族を指す）の、法、使、を、命、せ、（此族を指す）し、（此族を指す）貞、享、之、
年、（此族を指す）三、月、（此族を指す）穰、（此族を指す）お、（此族を指す）り、（此族を指す）八、月、（此族を指す）法、使、（此族を指す）ト、（此族を指す）端、石、（此族を指す）中、（此族を指す）号、（此族を指す）ト、（此族を指す）先、（此族を指す）家
お、（此族を指す）新、（此族を指す）編、（此族を指す）リ、（此族を指す）三、石、（此族を指す）之、（此族を指す）祿、（此族を指す）八、年、（此族を指す）六、（此族を指す）々、（此族を指す）老、（此族を指す）中、（此族を指す）以、（此族を指す）新、（此族を指す）編、（此族を指す）キ、（此族を指す）一、（此族を指す）依
下、（此族を指す）リ、（此族を指す）一、（此族を指す）々、（此族を指す）を、（此族を指す）編、（此族を指す）リ、（此族を指す）七、十、石、（此族を指す）同、十、を、（此族を指す）斗、（此族を指す）一、（此族を指す）十、百、年、（此族を指す）九、十、一
才、（此族を指す）之、（此族を指す）才、（此族を指す）海、（此族を指す）の、（此族を指す）如、（此族を指す）一、（此族を指す）り、（此族を指す）田、（此族を指す）力、（此族を指す）子、（此族を指す）之、（此族を指す）人、（此族を指す）一、（此族を指す）り、（此族を指す）二、（此族を指す）百、（此族を指す）二、（此族を指す）年、（此族を指す）其、（此族を指す）某
小、（此族を指す）中、（此族を指す）之、（此族を指す）系、（此族を指す）武、（此族を指す）を、（此族を指す）一、（此族を指す）り、（此族を指す）三、（此族を指す）男、（此族を指す）小、（此族を指す）徳、（此族を指す）次、（此族を指す）正、（此族を指す）其、（此族を指す）を、（此族を指す）以、（此族を指す）て、（此族を指す）之、（此族を指す）根
正、（此族を指す）久、（此族を指す）法、（此族を指す）を、（此族を指す）一、（此族を指す）り、（此族を指す）一、（此族を指す）々、（此族を指す）を、（此族を指す）終、（此族を指す）婦、（此族を指す）男、（此族を指す）新、（此族を指す）五、（此族を指す）石、（此族を指す）一、（此族を指す）百、（此族を指す）石、（此族を指す）美、（此族を指す）治、（此族を指す）之、（此族を指す）年

三月月付の事 是は寛文七年十月又の月を以て月
 付場を以て 念ひ 延宝を年三十二年の事なるを以て
 可成を以て 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 之年すて 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 之祿三年 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 置賜郡の左殿 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 事 備 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 同八年十月迄 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 后妃 東山天皇の后言 入内 西石 同八年二月迄の事なるを以て

葛城よ 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 を修め 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 同七年 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 之祿八年 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 之三男 西石 同八年二月迄の事なるを以て
 生き 西石 同八年二月迄の事なるを以て

之祿十二年八月可成多し^{二石}活^也なり
家を終^{五石} 正徳五年九月以用人の隙を弄り字保十
二年七月^{二石}當^也に^{三石}此^也の^{四石}十二年十一月廿七日甲子
亥^{五石}に^{六石}身^{七石}の^{八石}ぬ^{九石}に^{十石}若^{十一石}と^{十二石}子^{十三石}を^{十四石}り^{十五石}り^{十六石}に^{十七石}丹^{十八石}好^{十九石}書^{二十石} 忠亮
二回方甚^{二十一石}に^{二十二石}世^{二十三石}に^{二十四石}を^{二十五石}嗣^{二十六石}を^{二十七石}或^{二十八石}に^{二十九石}に^{三十石}字^{三十一石}保^{三十二石}十四年二月
家を終^{三十三石}活^{三十四石}なり^{三十五石}に^{三十六石} 之^{三十七石}又^{三十八石}三年^{三十九石}に^{四十石}り^{四十一石}に^{四十二石}字^{四十三石}保^{四十四石}の^{四十五石}以^{四十六石}
の^{四十七石}也^{四十八石}に^{四十九石}寛^{五十石}保^{五十一石}元年^{五十二石}に^{五十三石}り^{五十四石}に^{五十五石}當^{五十六石}に^{五十七石}り^{五十八石}延^{五十九石}享^{六十石}二年七月
甲^{六十一石}國^{六十二石}を^{六十三石}ぬ^{六十四石}や^{六十五石}る^{六十六石}の^{六十七石}由^{六十八石}を^{六十九石}り^{七十石}同^{七十一石}四年十一月^{七十二石}執^{七十三石}政^{七十四石}の^{七十五石}事^{七十六石}
を^{七十七石}ぬ^{七十八石}る^{七十九石}に^{八十石} 於^{八十一石}に^{八十二石}寛^{八十三石}延^{八十四石}之^{八十五石}年^{八十六石}に^{八十七石}り^{八十八石}に^{八十九石}執^{九十石}政^{九十一石}の^{九十二石}事^{九十三石}

より^{九十四石} 移^{九十五石}科^{九十六石}ハ^{九十七石}後^{九十八石}に^{九十九石}あり^{一百石} 同^{一百零一石}三年十月^{一百零二石}江^{一百零三石}戶^{一百零四石}藩^{一百零五石}邸^{一百零六石}に^{一百零七石}在^{一百零八石}り^{一百零九石}
事^{一百一十石}を^{一百一十一石}計^{一百一十二石}す^{一百一十三石}に^{一百一十四石} 於^{一百一十五石}に^{一百一十六石}仰^{一百一十七石}下^{一百一十八石}せ^{一百一十九石}る^{一百二十石}を^{一百二十一石}推^{一百二十二石}乃^{一百二十三石}に^{一百二十四石} 於^{一百二十五石}に^{一百二十六石} 寛^{一百二十七石}延^{一百二十八石}の^{一百二十九石}年^{一百三十石}に^{一百三十一石}り^{一百三十二石} 同^{一百三十三石}四年七月^{一百三十四石}活^{一百三十五石}て^{一百三十六石} 本^{一百三十七石}藩^{一百三十八石}に^{一百三十九石}下^{一百四十石}り^{一百四十一石} 同^{一百四十二石}三年十一月^{一百四十三石}乃^{一百四十四石}る^{一百四十五石}年^{一百四十六石}
三十八^{一百四十七石}才^{一百四十八石}より^{一百四十九石} 於^{一百五十石}に^{一百五十一石} 寛^{一百五十二石}延^{一百五十三石}の^{一百五十四石}年^{一百五十五石}に^{一百五十六石}り^{一百五十七石} 二^{一百五十八石}回^{一百五十九石}方^{一百六十石} 政^{一百六十一石} 乃^{一百六十二石} 希^{一百六十三石}
邦^{一百六十四石} 乃^{一百六十五石} 中^{一百六十六石} 川^{一百六十七石} 活^{一百六十八石} 矣^{一百六十九石} 乃^{一百七十石} 希^{一百七十一石} 希^{一百七十二石} 希^{一百七十三石} 希^{一百七十四石} 希^{一百七十五石} 希^{一百七十六石} 希^{一百七十七石} 希^{一百七十八石} 希^{一百七十九石} 希^{一百八十石} 希^{一百八十一石} 希^{一百八十二石} 希^{一百八十三石} 希^{一百八十四石} 希^{一百八十五石} 希^{一百八十六石} 希^{一百八十七石} 希^{一百八十八石} 希^{一百八十九石} 希^{一百九十石} 希^{一百九十一石} 希^{一百九十二石} 希^{一百九十三石} 希^{一百九十四石} 希^{一百九十五石} 希^{一百九十六石} 希^{一百九十七石} 希^{一百九十八石} 希^{一百九十九石} 希^{二百}
乃^{二百零一石} 希^{二百零二石} 希^{二百零三石} 希^{二百零四石} 希^{二百零五石} 希^{二百零六石} 希^{二百零七石} 希^{二百零八石} 希^{二百零九石} 希^{二百一十石} 希^{二百一十一石} 希^{二百一十二石} 希^{二百一十三石} 希^{二百一十四石} 希^{二百一十五石} 希^{二百一十六石} 希^{二百一十七石} 希^{二百一十八石} 希^{二百一十九石} 希^{二百二十石} 希^{二百二十一石} 希^{二百二十二石} 希^{二百二十三石} 希^{二百二十四石} 希^{二百二十五石} 希^{二百二十六石} 希^{二百二十七石} 希^{二百二十八石} 希^{二百二十九石} 希^{二百三十石} 希^{二百三十一石} 希^{二百三十二石} 希^{二百三十三石} 希^{二百三十四石} 希^{二百三十五石} 希^{二百三十六石} 希^{二百三十七石} 希^{二百三十八石} 希^{二百三十九石} 希^{二百四十石} 希^{二百四十一石} 希^{二百四十二石} 希^{二百四十三石} 希^{二百四十四石} 希^{二百四十五石} 希^{二百四十六石} 希^{二百四十七石} 希^{二百四十八石} 希^{二百四十九石} 希^{二百五十石} 希^{二百五十一石} 希^{二百五十二石} 希^{二百五十三石} 希^{二百五十四石} 希^{二百五十五石} 希^{二百五十六石} 希^{二百五十七石} 希^{二百五十八石} 希^{二百五十九石} 希^{二百六十石} 希^{二百六十一石} 希^{二百六十二石} 希^{二百六十三石} 希^{二百六十四石} 希^{二百六十五石} 希^{二百六十六石} 希^{二百六十七石} 希^{二百六十八石} 希^{二百六十九石} 希^{二百七十石} 希^{二百七十一石} 希^{二百七十二石} 希^{二百七十三石} 希^{二百七十四石} 希^{二百七十五石} 希^{二百七十六石} 希^{二百七十七石} 希^{二百七十八石} 希^{二百七十九石} 希^{二百八十石} 希^{二百八十一石} 希^{二百八十二石} 希^{二百八十三石} 希^{二百八十四石} 希^{二百八十五石} 希^{二百八十六石} 希^{二百八十七石} 希^{二百八十八石} 希^{二百八十九石} 希^{二百九十石} 希^{二百九十一石} 希^{二百九十二石} 希^{二百九十三石} 希^{二百九十四石} 希^{二百九十五石} 希^{二百九十六石} 希^{二百九十七石} 希^{二百九十八石} 希^{二百九十九石} 希^{三百}
同^{三百零一石}十二年^{三百零二石} 天^{三百零三石}白^{三百零四石}王^{三百零五石} 活^{三百零六石} 位^{三百零七石} 乃^{三百零八石} 希^{三百零九石} 希^{三百一十石} 希^{三百一十一石} 希^{三百一十二石} 希^{三百一十三石} 希^{三百一十四石} 希^{三百一十五石} 希^{三百一十六石} 希^{三百一十七石} 希^{三百一十八石} 希^{三百一十九石} 希^{三百二十石} 希^{三百二十一石} 希^{三百二十二石} 希^{三百二十三石} 希^{三百二十四石} 希^{三百二十五石} 希^{三百二十六石} 希^{三百二十七石} 希^{三百二十八石} 希^{三百二十九石} 希^{三百三十石} 希^{三百三十一石} 希^{三百三十二石} 希^{三百三十三石} 希^{三百三十四石} 希^{三百三十五石} 希^{三百三十六石} 希^{三百三十七石} 希^{三百三十八石} 希^{三百三十九石} 希^{三百四十石} 希^{三百四十一石} 希^{三百四十二石} 希^{三百四十三石} 希^{三百四十四石} 希^{三百四十五石} 希^{三百四十六石} 希^{三百四十七石} 希^{三百四十八石} 希^{三百四十九石} 希^{三百五十石} 希^{三百五十一石} 希^{三百五十二石} 希^{三百五十三石} 希^{三百五十四石} 希^{三百五十五石} 希^{三百五十六石} 希^{三百五十七石} 希^{三百五十八石} 希^{三百五十九石} 希^{三百六十石} 希^{三百六十一石} 希^{三百六十二石} 希^{三百六十三石} 希^{三百六十四石} 希^{三百六十五石} 希^{三百六十六石} 希^{三百六十七石} 希^{三百六十八石} 希^{三百六十九石} 希^{三百七十石} 希^{三百七十一石} 希^{三百七十二石} 希^{三百七十三石} 希^{三百七十四石} 希^{三百七十五石} 希^{三百七十六石} 希^{三百七十七石} 希^{三百七十八石} 希^{三百七十九石} 希^{三百八十石} 希^{三百八十一石} 希^{三百八十二石} 希^{三百八十三石} 希^{三百八十四石} 希^{三百八十五石} 希^{三百八十六石} 希^{三百八十七石} 希^{三百八十八石} 希^{三百八十九石} 希^{三百九十石} 希^{三百九十一石} 希^{三百九十二石} 希^{三百九十三石} 希^{三百九十四石} 希^{三百九十五石} 希^{三百九十六石} 希^{三百九十七石} 希^{三百九十八石} 希^{三百九十九石} 希^{四百}

明和二年八月... 四年十一月廿七年... 丹羽... 三男... 多来... 幼... 四年... 同八年...

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

平松 本國尾張 家級折角澤海

孫原正明 四布三布中... 孫... 丹...

正武 母... 原...

女子三 須賀... 白石...

藩武 實土... 養...

女子二 山...

正貞 實...

正法

徳之介軍治氏

貞平公重吉の正法二男

長子正法

正法

實子正法二男

女子

養子正法正法妻

平松

孝子孫原正法ハ中江氏と稱シ亦其先を詳クせず先王ハ

三原正法ト云フ事ト喜明ノ平年一ハ寛永八年ノ事ト云フ事ト喜明ノ事ト

云フ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト喜明ノ事ト

加しき 辛巳公 万辛巳 延宝五年うゝは快志の殿と申り白字子
四年八月殿を築一 回さるゝ樹道の年ありて後
殿を築せしき之縁七年うゝなる作一可快と号し一 同
九年九月六日辛七支ま死し其子丹次郎正式之縁
二年七月月信よりて召仕進家を継ぎ 万辛巳 信子納
石より内膳乃日可命を継ぎ後殿を許せしは快志の事
をりし享保四年七月法可依て免せき此系五年七月
大日辛一支ま死し其子武御おお田信法 新五子系 万三男
を己う女可命を継ぎ嗣は武御おお田信法 新五子系 万三男

十 石 小姓より法儀の可を継ぎ此用進の殿は信 信子
る五子なる 万 後 老云 天孫云 上所へ進宝曆元年上
月稲葉の殿主 新珠夫人 乃老殿少補を承 秋おひき 万辛巳
之の如し 同九年三月十日死し其子三郎お田 信子
正奥実と羽亦依身 横巻 乃二男也 初之文 五年二月
廿子 大田 乃信通也 乃召仕進は武御お田と申す 殿を
免せき 一 乃信 老云 少助を承 信子の事 万辛巳 小姓より法小
納石の殿を承り 家を継ぎ 万辛巳 月計の殿を承り
宝曆九年十二月殿を築 万辛巳 老云の許は 万辛巳 十
五年中にて殿を許

きき二年松よ 西平十年八月侍家の職を為さる連奉
下向也
言の命を継ぐ山攝の目り金一り安殿の中を矣
阿一り子取まき殿を奪を連奉再侍家の職を
行て字ののまりとあり安永八年九月に仕
秋月と号し一老若ふ科始り今茲十月廿七日
年十八才まで死しぬ其子化正清安と云平治正辰
弟幸の二男や初免室曆七年二月 公子長備録
乃由のりし正清二山具う嗣當し由て殿をのりや也
其後清中姓なり山小御左の殿よを一り安永四年

ふ〜二百二十三才と父り先世を世をふふと
彦吉也正清祖父の讓を文々正清正清正清と云
清之始二男正清の女り合まきと云や其後清中姓
中架清孫乃目〜なり所なり乃松可叙まきと云

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

三浦 奉國相模
家叙九横三引

平某 孫兵衛

某 十友の早世

敬信 定吉
岩本名方の富公美良子

義門 橋本某後某某不仕男
實小宅又方の保真二男

養辨 橋本
母松平某の清門女

女子三人 上田唱村玉愛妻

清門 橋本
母小山某右馬守孫女

女子 吉田長平の清信妻清信
其後母吉田某不仕男

養矩 友八 橋本
實吉田孫右馬守孫男

女子 橋本
女子某子橋本某養矩妻

養恭 橋本
母星某男實孫女

女子二人 有賀辰右馬守孫妻
和岡存守孫某女

たをり難好友として洞入と号し一元禄二年十月
磯西免一を娶り殊り白部をり多ふ明子三
年三月廿五日十五歳入りて死し其子孫三郎
善門実と小毛保貞 又ち 二男也之禄三年
父善門保をりて 百五 後勘定の事あり享保
十年十月五日の事一と号し急四郎を娶り磯西免
奪ひて其子孫名一と号し一宝暦四年二月
十方五年四月入りて死し 此頃の事あり 其子孫
あり元より林崎居名の力ありて一と号し其子孫
一と号し其子孫をりて 此頃の事あり 其子孫
其子孫をりて 此頃の事あり 其子孫

其子孫をりて 此頃の事あり 其子孫
同十年十月父乃善門西免と号し一時西免を
減し 此頃の事あり 其子孫
をりて 此頃の事あり 其子孫
其子孫 大田 の月日ありて 此頃の事あり 其子孫
其子孫の事あり 此頃の事あり 其子孫
其の事をりて 此頃の事あり 其子孫

して死し無初め子ありしり依て吉田守輝はあ
う二男をまじいばう女り念をて弱きと権を色を先
是七始め子保十八年十月日年一法をわひて百集
法門の副と申す重保納の候り念を承を法を七
劫定の事りよをまき通てなまの事申を申り
其の
事 其後病り依て候を法を一小重法郎の如きなり
宝曆十二年八月廿二日早六女一を死し無子
権保の養辨を承を法を七と旅定の事り念を承
保納の候を承て劫定の事りよをなまの事

を申りし保万の事 其の六年一一石原をかくる事
同七年八月那なりぬ候り叙き進る事の同八年
九月其候を法を承保 其の一日一を
其の事り念の五年三月日候の事も保万十日
保万の風敷の切方を慰免多ふ事也同七年十月日用
其の候よをめり二保万の女子権を承養承て候
八年其の月保万一を承保万

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

高橋 本國筑前
家紋抱杵

鎮西檢断職高橋光胤之後胤右近將監元種嫡男

大藏具 左京亮 後号儀一斎

重次 將監

女子 平松彦右衛門正明妻

種貞 主水七郎 后任号伴海

女子 冥水孫左衛門林元二男

種春 幸后 侍士

女子之 侍士種春妻
水孫主税林安妻

種準 右近 七郎 備士

永應 早川 吉左衛門 永訓 養良子

女子三人 本山 豊後 安以 妻
山 忌 祐 右 衛 門 義 以 妻
大石 兵 右 衛 門 相 章 妻

種徳 七郎 再 孫 九郎
母 大 方 養 十 郎 若 蓮 女
八百 次 郎

喜徴 四 子 軌 喜 耀 養 子

公達 孫 三 郎
備 前 七 郎 公 道 養 良 子

種英 備 前 七 郎 休 久 養 良 子

高橋

長京元元大在果々古近物盛之種々婿男や古近將等
之種々足村殿々々流而可々是は可々一拾以候
乃其一人高橋光種々末派實々杖月々々了々種男
多々記光種々七代の孫々種々了々て世継々々家継々々
幸々可々乃々之々高橋々家の子郎男大友左々知有養徳々
一族傳々々家継々々人々々々永祿二年甲子養徳一族乃
一系田長京大夫二男々々高橋々家継生々何々種種
中々名々々々は波家の傳々々々ハ家々家由の城々

いふ所より及二子案丁の地河はそ筑前國十津郡の事
少佐をいむるは系譜入る宗麟 澄輝は兄一美田
の妻の名りめして美田郡ありとて誅し其妻を奪
ひ去るるは澄輝はをよとていふは秋月の筑前系
早野亦乃國人をうとていふ大友の貴臣永祿十年
のころ宝満の城より引籠りお蔭の毛利は深を過
して常國院より悉くしる系は麟あのみぬる也と
的村戸次を先として宇治の信長將は軍勢甚多の
てい流の國より赴く事先出の城を先かた

て宝満の城よりおとすも此の九國才の切はあり
寔是乃城郭を多とていふは毛利は難しとていふ
のころは流るる事切しとて我もす事同く此十年
十月より流乃今我も毛利は事勢大友よりい
まけて少陽を引直していふは此城は毛利
幸しそ安の建業の國人等皆由をぬきその弦を引
大なる陣なりとて一美田に族をいふは歎きし事
依り澄輝も罪を由りてさすは澄輝は流るる事切
の國規矩形を初より小倉の城より移る事
一美田の城

源行やうに入きして字をうと号をうと入道と号
中原伊賀守源久之を頼る事こそ其後國有と東
てよと大友乃て族を乞ててとてい高橋の家を具せん
と平玉字辨大り收て一孫を張張を京を大孫理う才
よ高橋の東に室満室全ホの城く可高國三益那
りけと源り高橋之孫を助源行やうと号ありと高橋
運入道と此年之通元年高橋の家二子あり分進と高
車車や高橋ハハリり字を入道亦高橋を恨て大友や高橋
のい其家孫を記する事ハ秋月も門守行實と二

男高橋や高橋元孫と名目てこゝ家川を号と右近將監と
予こき高橋元孫高橋元孫秋月孫長と向しく高橋の
津上地と大友と戦ふ事天正十五年高橋
夏白龍集よ向ひて一時高橋人よ高橋を号り高橋の
高橋の地下一高橋高橋高橋の軍一高橋と高橋國
高橋を戦ふ事九年高橋下高橋を号り高橋
大高橋高橋一高橋一高橋高橋高橋高橋高橋高橋
一時高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋
高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋高橋

城のありて秋月お下と相謀り大坂の軍より争う
首切す 城を和らぎ 徳川殿より争うとありしを
伊東修好を 日向國 徳川殿に東國の法方として軍
勢をやしむけし程に城を占めたる十月二十日
官法を改めしと之程に降人よりあるに城を
悉くお首切す事ありしに六罪免す事ありて
安堵を同十八年十月八日同徳川殿より知信死す
源中より古色お望之程に知信の縁坐し依て西原没収
せし事ありしに古色お望之より古色お望之を徳川殿

柳屋の城より争う同十九年之程に城より争う事ありしに
子方系元元元和八年
備後公柳屋の城より争う事ありしに
永四年公川乃城より移す事ありしに柳屋の城より争う
事ありしに六元めお望之より争う事ありしに
争う事ありしに同系一系より争う事ありしに
争う事ありしに 徳川殿の所より争う事ありしに
争う事ありしに 貞享三年九月廿五日争う事ありしに
争う事ありしに 貞享三年十月廿五日争う事ありしに

多のこるは事^十又死事一内事を地記^{没して}申士
乃上るよりやまき^{大なる事}元禄七年十二月廿二日
年三十三才より死^し然事次男子なり^り六名新
ま^る二男を色^の女^を合^をを^を嗣^を事^を七^を命^を復^を貞^を之^を禄
八年^にて^は遺^を所^をを^をふ^を四^を之^を可^をは^を中^を宗^をの^を砲^を將^をを^を種^を
先鋒の隊將り^りなり^り享保十三年^にて^は以^を遠^を倒^をり^を依^をる^を系
有^を地^を種^をる^をわ^をる^を多^をひ^を一^を母^を 将^を事^を事^をの^を法^を役^をを^を奉^をり^をぬ^を
十三年^に右^を所^を行^を天^を邪^を大^を妻^をの^を氏^を号^を辨^をの^を事^を起^をり^を一^を時^を死
今^に享^を保^を十^を六年^に三月^に日^に光^を山^を 津^を府^を乃^を經^を号^を

多^りし^は法^を遷^を言^をる^をり^を一^を六^を名^をの^を所^を事^をを^をる^を四^を十七^を年
多^りし^は族^をめ^をなり^を一^を名^をを^を延^を享^を二年^になり^を一^を名^をは^を一^を法^を府^を停^を
志^を事^を不^を新^を物^をり^を五^を十^を六^をに^に 宝^を曆^を二年^に三月^に十^を六年^に七^を十二^を
大^をり^をて^は死^をし^を然^を事^をと^を男^を子^をな^をり^を多^をき^を六^を丹^を羽^を重^を休^を 書^を五^を
男^を事^を吉^を種^を事^をを^を女^をよ^を合^をを^を一^を別^を一^を事^をを^を讓^をる^を申^を士^を種^を
享^を保^を十^を年^にて^は一^を月^を停^を物^をを^を名^をは^を事^を同^を十四^を年^に三^を月^に四^を小
姓^をり^をた^をを^を事^を同^を十七^を年^に一^を月^を一^を職^をを^を名^を一^を今^を年^に七^を月^に
父^をの^を任^をを^を以^を一^を月^を停^を物^を一^を物^を事^を 金^を六^を口^を 延^を享^を二年^に三月^に日^に光^を
を^を地^を記^を 四^を百^を石^を 同^を四年^に一^を月^に一^を先^を鋒^をの^を隊^を將^をり^をを^を事^をを^を事^を後

磯田忠重(忠)宝曆七年壬午、再従先鋒隊將となり、
同九年ナリ、此族のなりし、忠重明和元年六月
甲午年五十八、女を死すと、男二人あり、二男、忠重忠重
永直、早川、永訓、忠重の嗣となり、忠重男、侍士、種準
宝曆九年、忠重二月、日付、忠重の世に、其年父の任を
以、日付、忠重の嗣となり、忠重の世に、其年父の任を
壬午二月、六月の磯田、忠重の世に、其年父の任を
隊將たり、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、

て、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、
命、忠重の世に、其年父の任を、忠重の世に、

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

白石 本國陸奥 家級九三三引

白石系八帝為身後胤相換守宗重五代子市実隆男

孫原為智 新之丞

為澄 原左兵衛平八五右衛門梅千 母平松彦右兵衛女

女子左田定右衛門末妻

為知 平八源左兵衛新之丞 實日新新吉右衛門男

為張 何左兵衛源左兵衛五右衛門長 母宗保平右衛門某女

女子伊东六右衛門太夫祐長妻

為宗 仙左衛門平八帝源左兵衛伊達為宗 母伊孫与次右衛門助豐女

助休 徳右衛門 伊孫市之末助少右衛門

景教 菊治 弟原亦之入景見美女子

女子元 信友右衛門末妻 三田新右衛門保進妻

為光 平八源左兵衛何左兵衛 母根来信右衛門保忠美良女實 浅井友之末仕根来家女

為富 源次郎 舍見何左兵衛元美女子

女子 三田存房系 三田三妻

為富 源次郎 平八郎 實源左兵衛為宗二男

白石
 新... 孫原為... 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...

白石

新... 孫原為... 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...
 白石... 孫原... 白石... 孫原...

藝明云一はなりはるるのなりか伊達の家をハルキの
時ニテハリキヤ洋々
も寛文元年甲子新行五版を命じ西名貞徳事の
年より八戸城の邸を命じ同九年七月改仕一延宝八
年一七〇〇八月痛く死し無女子新に延喜知更と日登
重尚新あら男寛文九年丙子八月は事カ取を許す
百石を免せしむ大畑家の事を司事之禄十二年
平月職を命じ一宝永二年七月又八月死し其子
平八為院家を継ぎ百石に中姓一石は事ニシテ後
を免せしむ小林のなり一上侍家の職を免す其の令

書を許す後言の月一〇日同二年十月改仕一梅千
と号し一宝曆五年八月十一日二十八日死し其子
其子流をあら書張字保十九年二月改仕めり其
は事可成はに中姓りるを事法一依く職を免す其
家を継ぎ百石の事を命じ其子乃種を助けを命じ
治のなりホを許す御定のなりりるを事法一依く
の事を命じ一宝曆十二年坊上乃種を助けを命じ
其子との坊上乃種を命じ其子乃種を助けを命じ
其子乃種を命じ其子乃種を助けを命じ
其のありしは事カ取を許す
其のありしは事カ取を許す

安永元年六月破を為し一日二年に之を治して
日野を困と号し志吉を新納りとし四年六月廿二
日十文にして死し無子孫をたし為永明和元年二
月を侍多しく召仕進家を治す百石俵山井の子孫に
なす事し一河を治るるを破を奪すを遂に四年
父を奪し河を治るるを治す也治す一六石
仕を治めを遂に子孫を治す也一石を減しふらふ
事し一して伊豆を治す事あり引籠て居多し一
七年一と家乃婢を切捨て遂に引籠て居多し一
八年九月

遂に召捕を遂に治す也一石を治す事あり一を治す事あり
ふき八石一河を治す事あり一石を治す事あり一石を治す事あり
為永明和元年九月父を奪し河を治す事あり
石を治す事あり一石を治す事あり一石を治す事あり
中継一石を治す事あり一石を治す事あり一石を治す事あり
中継一石を治す事あり一石を治す事あり一石を治す事あり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

木村

本國陸奥
家紋丸内三雲笹

藤原某

山之部 浅之介 卯介 今在奥
妻共 小之京 出之某

正征

五右衛門
母里村妻 困守長 和女

女

直根八之平 三弟妻

正仲

右仲
実妻 彦彦 之 伊佐 三男 弟

女子三人

美日子 右仲 正仲 妻
山田 参之 弟 妻

正隆

浅之介 五右衛門
母五右衛門 正隆 女

女子二人

奥那 彦之 弟 妻 正之 妻
里田 信之 弟 妻 則 惣 妻

致柔

小治政の先 親父

正静

寛永年より一後三男
吾人
実正向信を大別志三男

女子

養子吾人正静妻

木村

寛永年より一後三男
吾人

木村

徳川幕府原某々を先を詳りきと初免山を名とし
童より何れ一木某

寛文元年

先子云
と秘す

同書二年は小姓ありあやま

寛文元年 八月 小治政の先を詳りきと初免山を名とし
仰り依く之後一初は依を名をす 大納方の磯
子色と父室之年 法を磯を免やまを好む者の事
小治政の先を詳りきと初免山を名をす 大納方の磯
先と号し 元禄十二年 六 武蔵府の守りしを室

六年三月に於て一宮保二年に於ては百五十五
五十八の位元祿の母に於ては月信多とて召仕進家を継
てるに孝保十年四月に事となりて同日十四年
大妻の御成号祈りて起りて河内能成可成命に於ては
日承の磯より移りて是より一歳程多く磯を去りて延享
元年四月に於て一宮保二年に於ては百五十八より
下より起りて先帝後任給 義忠の三男を孝保の已
女に配して家を譲るに仲二件とて孝保九年二
月に信多より召仕進家を継てるに 宝暦二年二月

六月卒に於ては元子五十五の正隆家を継に 万石
其母坐敷のなりが在りて 於浦後乃志磯に補たる
家持に男子をうりて依りて田畑惣 惣三男外甥
を養はると女を何して別とて 西介正輝に於ては二年二月
月信物を召仕進ませ給 孝子の小姓とて

中原

本國豊後
家級在三千切

源直正

七右衛門

五仕号道清

正春

七右号

實由崎あり末之男

女子二

養子七右号正春妻
熊男七右号末之男
佐九郎三右衛門助左人

正勝

實由崎あり末之男
實由崎あり末之男

正純

友記助左人

和國別

為明

子力女
無孫
大楠為今錦月養子

女子二

三光儀在為忠隆妻
為后為七右号妻

正元

楠之進
母立入系七右勝殿女

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

中京
長安
西京

中京
長安
西京

七世為源重山を越後國の人初と堀丹後と許可存
承應二年 慈母云有り地ひ有り流士流士臣任家寛

元年江左流士流の長多あり定宝四年五月秋可成
を初し七十石二本松より一は後武庫の在り也有り

之祿七年六月至侍一進法と有り一十年九月
春七十八才より死し其子七才外西東之實と山崎

果 ありあり 初之之祿五年より一法社也乃負

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

長孫 奉國伊勢 家叙丸三横三引

長孫宗孫其男

孫原矩久 道朔

勝久 玄格

貞春 南庵

女子之 全田玄山系生以子 梅原彦八系妻 小毛子守系妻

守久 玄意 冥入田南庵貞春二男

女子之人 石橋守八貞以妻 玄格彦八系妻 山正左一系系妻

貞元 玄意 冥全田玄悦系二男

女子之 美原子玄意貞元妻 石橋守八系相妻

久意 玄格 玄意 母玄意守久女

正陣 小毛子守 貞元正胤美原子

正久 治左久 井上守左久正合以子

安久 玄智 母伴守美原系系相日明女

周母 玄都 母上河字(左左)叙初女

長所

道朝為原維之と云ふ跡果々子也亦の系圖ハ燒失して
皇先主後田上仲介とのふ口ありて其の事ハ伊予屋敷
長子孫其伊勢國安濃郡七井の地を領せり其子孫ハ一
族としてありて先主の孫田上仲介ハ織田殿の舎者たりて其
の弟を清見と申す仲介と申すは後在姓と云ふは後田上仲介
行包と云ふは其の弟也其子孫ハ其の地を領せり其子孫ハ一
族としてありて

慈明公可はなり 三百年 丁和二年十一月一日

志忠不彰初り貞享三年九月十八日死す其子
玄松勝久其治之年月付の事父の譲り譲る事
侍医と云ふ人其求書の業を継ぐ見落しぬ種一

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including a red rectangular stamp.

藩司隠連なく後行

四君 徳公 貞國公 上殿事して新恩を存なく津

よ才を起し以て余多きなりし殊り徳美の彩を

あつてより 本公三子五子可なり 中よと

米中公乃近付り當るは是も人なり何れ猶久可

假の法味に構て法儀を會しと位下をさるる千乃

夏重 ろん 下しぬい好く波家よし中よとさるる

度よりあひ引る者多き初り献るよの亦久のり

下猶久於似きさきハ内門 堀重 門也 中よと 楽所なり

出仕さる由記よしを免をさきぬい亦そ名目より

いささかよりしハ仕有り堀一正と類有り

たまに仕所しのみとをさるるハ初よ枝きよし

相を思ふ 安中 枝山といふ今よまは 安中家業創の初

南新治の降なりといふはさるるや

河ノ字係八年四月終りは免しをさるる

を初め 相傳 同十を年十二月廿八年後を八十二

あまふ系 子云云 久と全回自其 南唐 二男

物あり 中 正原五年中々月候より仕連なるを

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

本山 本國美濃 家紋三本枝

本山河内多安新入道一雨嫡男

孫原安英 内記惣三系 孫仕屋性印 母孫性三系 孫性三系女

安種 内記園古系 母孫士松田古系 孫古系女

女子 三浦格古系 孫古系女

修久 内記 孫性三系 孫古系女 母同上

安治 外記 母家女

女子 三浦格將監古系 孫古系女

安清 内記 孫性三系 孫古系女 母中井小右衛門 孫古系女

安明

兵部主簿 豊後
母丹羽康生之長女
實丹羽康生之長女

安美

備前守 出雲守

女子二人

去屋甚少門有障子
中御所之好和妻
大寺之好和之妻

安少

少平之主簿内記
母之御用士御眷女

女子二人

丹羽勘十郎正信妻正信正後
嫁大寺妻正信正後
服於久松之政保妻

本山

本山

安美原安英と河内守安少之男也先祖少平を
詳しきと世の祖安原安少安明安徳國大垣の城
を領し守護を為す被友より女子源氏を想つ安
美・安少七年八月 後田原高友を滅し之を
因大垣の城を領し之をけ負て討死を遂げぬ
年二十二年と我時より女子安少安明をいふは
と終つて安少より父の守城と論ぬ事ハ氏家
常傳入道ト全 美徳國西守 由りり河内記述いふ事

忠臣のりて心之年氏家ノ城災ありし時入道ノ孫
可之伊勢國松平の城ニ高友ニ来リ居坐シ入替シ
其城ニ移リ住ム 云々云々 夫より平家ト名アリ
後同後河原ノ忠臣十年三月之辰中將信忠ノ子
信長ニ信濃國ノ善光ノ城ヲ攻メ破リ 仁科直常
一箇可城申上ル入リ 仁科直常 善光ノ城ニ及ビ一ノ久シ
キニシテ村出立有切リ縁の下ニ平家ノ小部合シ人
信長存リ一ノ内ノ松平力打振テ出立ハ善光の上
飛上テ濃信ヲ殺シ代主首ヲ取リ一ノ久シ

十四五人突ク出テモハ亦録ノ事ト違フケル味方大勢
善光ノ一ノ内ノ松平力打振テ出立ハ善光の上
飛上テ濃信ヲ殺シ代主首ヲ取リ一ノ久シ
一ノ時信長ノ城火ヲ取テ善光ノ妻ヲ劫テ去リ一ノ系
圖おとシテ燒失テ去リ依テ相テ一ノ門泉大膳亂衝
善光ヲ取リ一ノ内ノ松平力打振テ出立ハ善光の上
飛上テ濃信ヲ殺シ代主首ヲ取リ一ノ久シ
善光ノ妻ヲ劫テ去リ一ノ系
圖おとシテ燒失テ去リ依テ相テ一ノ門泉大膳亂衝
善光ヲ取リ一ノ内ノ松平力打振テ出立ハ善光の上
飛上テ濃信ヲ殺シ代主首ヲ取リ一ノ久シ

火して引返す。同二年西へ漢南へと我て打解り吾あ
の城を攻落し。あぬより命してさうし。むらう。吾あ
乃城攻よ。領田角を東一苗よ。入り入ま。あぬ。二市有り。京り
遂可攻落し。思久。祿四年。和好あり。六。後海の。詔。將。留
和。と。一。内。あぬ。詔。解。數。乃。の。武。勇。を。感。し。あ。ひ。
皇。后。家。よ。多。核。毛。の。詔。を。下。り。あ。ぬ。の。重。臣。と。り。其。長。之。年
和。好。破。き。て。詔。を。再。し。詔。解。一。海。海。り。あ。ぬ。父。子。亦。先
を。我。打。く。り。多。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り
陳。一。ま。の。城。を。修。造。の。爲。西。生。浦。よ。移。り。安。政。を。一。と。

蔚山をさうしむ。城を築き。乃。ま。り。詔。軍。勢。城。分。り。中。金
を。う。け。て。吾。あ。の。ち。ち。な。り。吾。の。ま。を。城。に。家。考。ら。り。と。我。記
多。詔。一。ま。り。多。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り
押。さ。り。を。破。く。し。改。ま。り。り。詔。海。り。車。を。詔。軍。一。あ。ぬ。陣
ま。り。城。を。う。り。あ。ぬ。と。其。年。を。下。ら。り。て。防。き。多。詔。正。都。定。ま。り
く。押。さ。り。ま。あ。ぬ。今。ハ。是。と。る。と。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り
今。ん。ま。り。多。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り。詔。軍。勢。城。分。り。中。金
は。今。今。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り。詔。軍。勢。城。分。り。中。金
て。の。ま。り。多。詔。正。都。定。ま。り。改。封。引。返。して。蔚。山。り。詔。軍。勢。城。分。り。中。金

十二騎方格を去りて近魔地敷一城と少僧との所
斗のよりそ九騎を極を去るるを討連し一騎を二
騎あゆみ安後を防ぎ難く城に入りしとき 安政初年
の國南の夏の白ひの四り九人の夏を去るるより身は去るる
事花を奪ひしより一騎一とる事

明兵 徳園を招き引取りしる新蔚山の城は遠くありし
し久あゆみの子の人ありしより一とるし 明新解
正兵の軍勢が蔚山を攻るとし一程り敵押のあるを
して出立し一海軍を系大幸長を田庭強をも利々
家臣定片備兵も存城りしるゆりしを物乞の云或る人

明兵の存りし程殺し去る事しを憐れん是れ一戦し
出陣の程を二書し一とる 四大將吳惟忠、備山、切々
今幸長自ら手は授け戦ひし久あゆみを一とる城の
を押戻して安して上様を呉惟忠、今幸長、一とる八
十余人討ち去る幸長と後二城し一とる 明新大軍より
安後を分しとる改定とも安後よく下おし防を
城壁より持ちて免蔚山の事あると清山に告げし
し久あゆみ書をけしりも釜山浦の港に後程を去
よといふやうありし合軍も一とる 安後よく下おし防を
城壁より持ちて免蔚山の事あると清山に告げし
し久あゆみ書をけしりも釜山浦の港に後程を去
よといふやうありし合軍も一とる

引きつゝ清心院のりおしきしるはを抄越せまき父
をさるる百八十年あふきと三子のくまを助けしりしと種
を振出し世代未だの終るや切腹をりし日魚をさるる
て家ハ輝のまきしとわたりしとて余の目通るまき
まきしとわたりしとをさるる魚しとて早ゆりしと毛
をさるるしとを越ししとあり梅庄のりしと河は
山中麻毛をさるる必使をゆるゆり山中麻毛をさる
ふまきしと其好む射山お構のりしと八十乃歳まきしとを
りゆりしと終るまきしといゆりしとてまきしとありし

終るまきしとまきしと八廿日の角の糸まきしと二重ゆり
のりしとを清心院まきしと子連しとをさるるまきしと
おの好む河は清心院をさるるまきしと河は清心院
て家を終るしとまきしとハ一節まきしと補まきしとまきしと
寛文四年二月に忠郷お終るまきしとまきしと法会才忠お終る
河は清心院のりしと玉松山福子四子五同十二年忠お終る
まきしとまきしと終るしと河は清心院大津まきしと入道して一閑
号しと河は清心院のりしと封内まきしと河は清心院のりしと
一と

慈明公父子の名をまきしと一と一と

仰主筆と志病りよまると云ふ一「幸」は種月傳多
正治一二年迄二年六つて又四年七十八又七を以て
多し無事新田男子二人あり其男知志ある時大津は伝じ
以て相傳ふ家^{仕傳}仕^{仕傳}して以て終へ多し二田か別
世系未安無事なり又と傳ふ
慈明公小正伝述の曆之年六つてゆく是て正徳を始
五正石博士より寛文元年八つて終はるるまで正徳を以
てい^るる^る也 延宝七年七つて帰國をおぼせしめおの法使
をたのむ之禱元年一回九年あるに正徳元年かゝの法使を以り

同十三年卒と穢を以て一以て十二年より正徳一性中
と云ふ一志まじふ形あり^解七十室多四年七月十四日
年七十四の才も忠ある無事男因記安徳延宝三年
十つて正徳多しと云ふ^二正徳元年病り
依り正徳通一なり引^二正徳元年病り
十つて正徳多しと云ふ^二正徳元年病り
正徳元年病り^二正徳元年病り
安徳正徳多しと云ふ^二正徳元年病り
依り正徳通一なり引^二正徳元年病り
同八年四月十日卒なり

安室之也 宝曆二年九月甲午姓より仕られ相付十日同四年九月
後免をきき出士の列よりいひらき同十一年十月出立
婿男を後あ明定子元年二月に正殿よりして法元より
二名名父の任をい 宝曆四年七月父より定存より存
後よりいひらき 幸に同八年二月に本居よりいひらき
いひらき今迄之月申取よりいひらき同十一年二月
後明定殿法轉任方よりいひらきいひらき乃法使
をなす同和三年八月朔九年二十九日父より先
て死しぬきハ婿孫内記安室を副室を明和九年
四月初父よりいひらきを法元よりいひらき安室

四年よりいひらき同四年よりいひらき同四年よりいひらき
いひらきいひらきいひらきいひらきいひらきいひらき

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

長岡 本國丹後
家紋 刺木爪

長岡孫五左馬道垣男

源道明 平左工門
母磯孫右近某 仕孫妻女

道安 初道保 半左工門 左衛門 平左工門
實材島信吉馬正保二男

女子 養子平左工門 道安妻 早世

某 半左工門
實言根五左工門 某二男

女子三人 養子半左工門 某妻
高田言悦 某妻
牧孫善右工門 某妻

道在 多門 平左工門 市兵衛 五右衛門
母平左工門 子三女

林秀

修多孫
銀槍義兵林源養子

女子

孫田浅吉正定妻

道章

多門 平左馬
母林美道清門女

正武

奥三之守
冥八右馬伊右美養子

女子

原勘右馬常瑞妻

道以

多門 平左馬
母多那左内好知養女冥伊右良伴敏四女

孫以

奥三之守
小川又市孫正美子

女子

田九九之末友信妻

長官

平右馬源重成之孫孫以道垣之男也

之令後田殿の麻毛下より孫田及共生する孫ハ之令母後國可

信一京極修經大進之令孫一也

之令孫一也

先鋒の隊將をなすりて和之平磯を免を遣ふ孫

三月十有七年二月に於て孫一也生る子平右馬道安実吉

和色正深 信吉也 二男あり寛文十一年二月出書

の負ふ如くは連 八月 八科 亦を辨て 若 衝道の事

より片年の合となり架せは破を免を連定方の事なり
大補をふきし一は是も亦法くは免しを免り言保業
なりは依し一は八年の事なり七年四月を免り免
道ありぬ言杯果 免りぬ 之の四方を免りぬ 已に上を免
嗣より半ちる事し一室あり之を半そりは依りぬ
只依きし一は字保之年七月十四日二十五年より
又り先を免りぬ一免きハ子道立を嗣定し市
そ半道在裡又の譲りを受けるは酒税の日よ
新まりの候を酒を法保の日よ免りぬ

志公 天賦公 可附し連国付し架し用事の候より
いふは二百石 宝曆二年八月十日なり
九年二月に依し一は免りぬ 志公は科納り安
あ九年十二月五日二十五年より免りぬ
道平寛政二年十二月に依し一は免りぬ
P 志公の時 志公の心側は給侍し一月侍言 又は依り
二本松より下向し一は免りぬ 石氷候の事なり
は依り依り免りぬ 寛政四年十一月十七日
年より免りぬ 免りぬ 道平寛政

九年^月南士の列に於て事^レ成る事^レを司り^レ月^レ俵^三口
下^レ年^レ々々^レ父^レ死^レて^レ事^レ成^レる^レ事^レを^レ司^レり^レ月^レ俵^三口

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

遠^上藤 本国備前
家紋九耀

千葉今常胤後裔出雲守氏常五代孫^{正成}嫡男

平^緑信 大右三門 母仕早宗月
母信定 伯耆守 藤原宗朝女 伊^信 母^右右馬
母^左左近 花房外記息女

正^親 母同上
左近 多言 信左三門 氏改花房

某 市^左左馬
母^左左近 子

正^良 父^四四右
母^左左近 庄介 計畧 養子

某 父^左左三門
母^左左近 子

某 父^左左三門 爲元妻
母^左左近 子

胤^傳 母^左左近 爲元 源^左左三門 氏改遠^左左
母^左左近 子 爲元 子

女子成田孫市正直一妻

胤良 幸右之長子久徳左門
母同氏義右之伊信女

常法 幸右之長子
同姓右之正通養子

喜敷 幸右之長子
同姓右之正法養子

景見 幸右之長子
同姓右之正景養子

胤就 幸右之長子
母丹羽義左之忠族女

胤春 幸右之長子
同氏重馬常法養子

女子文 幸右之長子
幸右之長子敬只妻再嫁

廣人 幸右之長子
幸右之長子良知妻

真 幸右之長子
幸右之長子邦教妻

真 幸右之長子
幸右之長子縁妻

常賀 徳三郎 幸右之長子
幸右之長子常賀妻後嫁

女子 幸右之長子
幸右之長子包教

胤張 幸右之長子
幸右之長子但馬徳左門

女子 幸右之長子
幸右之長子胤張妻

胤禎 幸右之長子
幸右之長子胤春女

正通 幸右之長子
幸右之長子胤春女

正種 幸右之長子
幸右之長子胤春女

正伊 幸右之長子
幸右之長子胤春女

多仲 幸右之長子
幸右之長子胤春女

木村五右衛門 幸右之長子
幸右之長子胤春女

他國より攻入りてその都の佛僧を一は身許禪に降服せしむ
三日月の城攻めんとす家親は佛中國 東家とあるなり
其の一族を人等を集めて出でておと戦ふハ事敷
千原より来て来たるハ 西征計畧を以て討んて其志の
しとあ計り常備の兄河内を激攻を色討け海川に松
を能く奪りて人等集めておと戦ふ降し其心入り
討るんを奪りておとすといひ事敷ハ激次は松に攻
るは討つ事とのよおたる事敷事敷とてふ事敷をなす
る事敷事敷の事敷也 建武の事敷いづく討つ事敷とて事敷

よ越して常備思ひくは之ハ今も死す一生と有
る事敷ハ西征見事同ト松に死んて事敷と打連く出
ておと戦ふ事敷佛僧のほめて竹林の中へ集り
ゆに事敷思ひ入りて事敷の事敷子のかよ事敷とてゆを
たし乃ち事敷いづく事敷の事敷事敷余多列の事
して三松に松よりいづく事敷とて事敷とて事敷は
と事敷中いづく事敷を松あり討んて事敷は
火繩の火繩を討つ事敷事敷ハ事敷事敷事敷の
人より事敷事敷乃ち事敷いづく事敷の事敷火を討つ

皇子重高常統天皇と同日信長東の亂傳の二男也家を継
つる八十は信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
元和二年八月大寺の女子^五年^十の御孫なり信長天皇の御孫なり
信長天皇の御孫なり二男之室曆六年二月信長天皇の御孫なり
家を継つる八十は信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
子^五年^十の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
寛政五年の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり

信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
十二年二月 信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
元年信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
八月信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり
信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり信長天皇の御孫なり

中々其の死し無き子法直也 胤信 後を及し 宝永四年
の月く侍多して正徳通家を継ぐ 二万石 目録ありて至宝永
の後よ重寶後法上依る 殿を免せしき享保五年八月
方八早しき死し無き子法直胤七字係十四年二月
法直よ多比事ある法直 二万石 目録ありて至
大洞公四早しき死し無き子法直胤七字係十四年二月
至法直上依る 殿を免せしき先降の陽將とあり
宝曆十年二月廿方五十一歳しき死し無き子仲胤終
宝曆二年三月月侍多して正徳通家を継ぐ 二万石 四

年三月八日二十歳しき死し無き子多しりし六千石を常流
二男を死し無き子胤一と無き子多しりし同きく父の
法直を継ぐ 二万石 四和七年三月廿方五十一歳しき死し無
き子多しりし上依る 儀を胤七字の女を法直に 杉井
久柄 二男を合して家法を人事を死し無き子
宝永法直上依る 胤七字の同きく父を多しりし 二万石
寛政四年十一月四日方五十八歳しき死し無き子法直
胤七字の 二万石 父の法直 二万石
胤七字の 二万石

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

梶江 奉國尾張
家紋瓜

北条相模守時頼後裔

梶江甚助則勝長男

平重勝 半之節 存右馬 弘任号決山
母千代氏女

勝政 母秋田之右女 廣李 秋田守長 女

好勝 母三子 佐後節兵衛 兼 兼房外 兼 兼子

英勝 兼 兼正 兼 兼正 兼 兼正 兼 兼正 兼 兼正

女子四人 兼 兼正 兼 兼正 兼 兼正 兼 兼正

中川助左夫正信妻
味五繁右兵衛吉房妻

以勝

長之孫

明平

佐忠

重之

長孫

女子三人

長孫長之長孫長孫
浦井庵之孫邦重妻

勝著

内藤助

明和二年十月家改絶

勝武

松右衛門 長孫

勝久

長孫半三郎

女子

母和回孫一右衛門清安女

某

孫一兵衛 離分

實淺尾保一右衛門常景二男

直勝

長孫長孫 初仕号朴翁

女子三人

實丹羽之孫分長孫輝三男
養子長孫之重孫妻
丹羽之孫分長孫自妻

勝遠

半三郎

母半三郎 孫久女

清匡

重之孫

和回右守清之養子

女子

岩井田左馬介猶龍妻

勝行

長十郎

母丹羽信十郎 敬明女

横江 附原正基勝

吾人平定勝と小桑お掃子時乳五代の孫時りの男掃
初助の能勝二男後流也の能勝之にお掃國の人中以
尾張國に赴き斯波武満を討つは(一)後再幸國に原
小桑原の由來入道早や々麻下とて向く昔國荒井横江
ホリ地を以てきくハ初めて横江と名を付てたり此人
累代弓矢の乃業を流伝む是男と抜群あるのみよ向に
あつたの道より心をとるを武文を備のまき(一)り
此の系原に此の能勝なる者の里劍澤なるまきの跡を見ても派
る子を裁くハ 流ありうりくハ能と茂りけき松又繁くを

慈明云一節をうまひ

云のきつて記す

可也

お軍家よ勲のせぬに慈明二年六月の免し

を當り

慈明云より伊集原百軒場は其の由は伊集原流酒のりせ

明暦元年九月新に西原あまひて法家人の列はかひ

四石

々々年十々々仰り休て吾あると我々名をあり

寛文二年山下り法族のなりよりあせおして和元年

十月病り休て磯をぬり一周年にりり至任入道して

決山と号し一老若ふ科場り相傳年積る七十九

之福二年六月十日死してりり至任三人の男子あり

二男あり一男好勝ハ伊集原某幼き某 お軍家康平下のよ力あり

三男孫正英勝之婿方は伊集原勝田いりり

四男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

五男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

六男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

七男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

八男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

九男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

十男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

十一男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

十二男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

十三男中一子の他は伊集原先鋒の隊あり

先鋒の隊將りなり
寛保元年十一月
先鋒の隊將りなり
寛保元年十一月

世子 大徳公 叙爵をなす
寛保元年十一月

なり 延享二年二月
初代の後より
今昔二百年

士より卒す
延享二年二月
初代の後より
今昔二百年

は依り 丹羽長輝
寛保二年九月

是より 嗣々として
寛保二年九月

は中姓より 仕進し
寛保二年九月

は大目方の後より
下二馬の砲術を
傳へ先鋒の隊將り

なり あり 寛保九年十一月
なは 一 朴翁と号す
志は 兵科

あり して 寛保五年七月
なり 寛保五年七月

なり 寛保五年七月
なり 寛保五年七月

は 中姓より 仕進し
寛保五年七月

は 先鋒の隊將り
寛保五年七月

は 寛保五年七月
寛保五年七月

は 寛保五年七月
寛保五年七月

は 寛保五年七月
寛保五年七月

は 寛保五年七月
寛保五年七月

法と一匹の道長より思案角のひよ上りをもあて下りて
此邦より身を起し定宝五年十二下り別より西蕃を經
る事 同二年に少卿たる事を司り明りせし事
公は代讓るを命ぜり付しきて西州人の後より風教
を皇の勞を核し六福を備ふ如しなり 西蕃は人を知る
志公の法是より記のまじりたり

皇の志も折ぬし記のまじりたる 志公の仰せり
事多しとて英勝してしやまらぶ事よ 西公の
榮あり何れして持りしやた火のまじり 志公隠居

志公の不討し住心の山法をなす事 石解山道公 せは先
降の隊形を種まは族のなりとて身元表へいふを
まよふまき事係八年九月に仕入道して苦方山に
号し老を長少科物 和傳六口法をいし子喜
こき東以勝分を決す 之る事 法同傳取行る事
建元文元年乃以法名の存形に在る死し也
子由長分勝著分を結す 之る事 明和二年十月
西公の死を記す 収公をいし事 絶也 此時節修の令初を志
多しとて事よりしは勝著も中在るく西公除く事也 是れ
るくは勝著も事より身の初しなり 之れをいし事 之れをいし事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

杉村 奉國肥後
家紋 秀之字

文大夫某男

源正時

貞右工門 勘兵衛
母 妙子 室田左馬介 貞陸女

某

小野宗左門
仕佐孫子八郎

女子

中村長五右門 孝勝妻

尚政

道徑右工門
母 小野宗左門 某女

忠義

大内 義文之進 孫次郎
實丹 相三郎 正時七男

孟珍

文彦 孫次郎
實 洲尾源右門 利躬二男

女子

養子 孫次郎 孝勝妻

百睡

万花印門
母大内宿忠美子女

官所

去江布
借居多なる官家女子

頼功

安之丞
実彦藤七郎ちり光愛二男

女子

養子安之丞頼功妻
頼功五後嫁
平山志律氏李明

孟廣

文助安之丞
実彦尾原在り利量二男

杉村

勤王御源正時と文を久系う男也 幼少を夫某に加殊
能得る女廣の鎌代の系人よとて廣少相國體を是り

流をきく一付能く一とほひ一人あり死す所の時曆三
年中

見流 山家より正仁をん子を生まに居たりし小郡一丁西の奥に
一しうハハの多き人の家より得し一房那言はれ死する自ら
曾ををりて防火きく 慈明公に能く愛しぬい感に
殊りけりてはれり 山家よをりて少少を中しぬい感に
をりて山家よりをりて 〇父の文を夫の婦流ハ後には山家の長
と有り今も能く山家よりをりて亦寛永十年坂川右大臣の御
所一古より能く山家よりをりて 杉村とて 延宝五年十
一人より能く山家よりをりて

五十畝を治す一は美平乃畝を經て中川爲主
於る後後其芳叔の志畝とあり 秋刈ひは是二不年 安あ
隆豊^{隆豊}とあり
五年十一月年未の年公報をそのひもくは畝を減
ゆるは其の物を多ありて故三年九月^{九月}又三月^{三月}
五十二より死にぬる子卯内百睦あ東六年二月
博士の列よか^{例は依く四有り}て故六年六月
八月年又二月^{例は依く四有り}父は先世て世をそのひもくは畝珍未世
終のりありは^{例は依く四有り}て故一^{例は依く四有り}族号を撰り
慶長元年^{例は依く四有り}二男を名に女は合をて^{例は依く四有り}治

えんを^{例は依く四有り}治すは^{例は依く四有り}五年以下の人未世の治すは
許やまは^{例は依く四有り}したは^{例は依く四有り}ま^{例は依く四有り}と^{例は依く四有り}の^{例は依く四有り}家^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}以^{例は依く四有り}て^{例は依く四有り}安^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}治^{例は依く四有り}功^{例は依く四有り}
父^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}減^{例は依く四有り}し^{例は依く四有り}初^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}八^{例は依く四有り}年^{例は依く四有り}十^{例は依く四有り}月^{例は依く四有り}年^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}
治^{例は依く四有り}す^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}是^{例は依く四有り}也^{例は依く四有り}
負^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}是^{例は依く四有り}也^{例は依く四有り}
子^{例は依く四有り}あり^{例は依く四有り}し^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}是^{例は依く四有り}也^{例は依く四有り}
副^{例は依く四有り}と^{例は依く四有り}も^{例は依く四有り}あ^{例は依く四有り}り^{例は依く四有り}て^{例は依く四有り}故^{例は依く四有り}二年^{例は依く四有り}九月^{例は依く四有り}年^{例は依く四有り}未^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}治^{例は依く四有り}
ハ^{例は依く四有り}十^{例は依く四有り}不^{例は依く四有り}其^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}金^{例は依く四有り}銀^{例は依く四有り}出^{例は依く四有り}納^{例は依く四有り}の^{例は依く四有り}り^{例は依く四有り}を^{例は依く四有り}治^{例は依く四有り}す^{例は依く四有り}
治^{例は依く四有り}す^{例は依く四有り}は^{例は依く四有り}是^{例は依く四有り}也^{例は依く四有り}

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

園 片名 本園近江
家紋 薔花菱

園 備後貞良男

於藤原明英 幼童明長 源八平 守印 安名 守 正 仕号 以 休

信正 大云 新平氏 源長 守 左右 源八

女子 吉子 源八 信正 妻

房明 小守 吉 有 房 氏 源 片 名

明半 依忠 實 櫻 江 源 正 英 務 二 男

女子 美 吉 子 依 忠 明 半 妻

某 吉 源 吉

信明

佐久广 早世
母 芥子 房 四女

房榮

小左衛門 恒保 小左衛門 伊藤
初田 忠友 忠友 善房 善房 善房

明晴

初田 親方 跡 屋上 芥子 芥子 正 正 正 正 正
母 同上

明冠

徳之丞 正 芥子 芥子
母 服部 芥子 正 正 正 正 正

女子三人

丹羽 彦吉 芥子 福 妻
伊井 彦吉 彦吉 周 住 妻
安井 彦吉 彦吉 周 住 妻

女子

奥 邦 源 八 郎 正 辰 妻

岡 片名

奥平 邦 源 八 郎 正 辰 妻 八 郎 正 辰 妻 八 郎 正 辰 妻
自 家 之 男 女 亦 多 矣 自 隆 吉 代 之 孫 也 世 々 傳 承 亦 多 矣
明 冠 之 社 又 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣
と 呼 ぶ 者 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣
津 川 口 の 城 也 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣
亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣
寛 文 十 年 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣
上 亡 一 人 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣 亦 多 矣

よして死し無き子あり明和元年二月廿五日
 子侍建後法中姓りるやきしきし後版を免せり
 家を結て石 守部少納の磯より勘定の事あり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

本國尾張
 家紋九内横引

太左門忠政男

高階某 左源太 平兵工

某 養子源 源隆 平兵工
 母正松丹右之門正氏女

女子 山左衛門冬房妻

女子三人 養子平右衛門忠卿妻
 高武膳信房妻
 貞八右衛門高妻

某 左仲 信有 死政易

女子 羽本 孫次 貞房妻

忠峯 洋次郎
 舎元氏 高忠 與美良子

忠元 源隆 平兵工
 實上四郎人困成三男

女子 養子忠元妻 實山妻
 母右ら冬房女

忠卿 平左衛門
 實松井源左衛門 信休三男

忠貞 政之助 信房
 母源隆忠元女

忠子 百左衛門 氏甫
 母右田右衛門 守三平女

忠峯 法次郎 源隆
 實信左衛門 忠貞二男

眉尖刀を打振まて重なる一隊一隊一戦ひし
終り突伏をん此よと大盃を引交酒吞より檢実
事にあしひびて立ち上る一隊をすけき六河を誰か
の子持赤いひるまきよ此隊一隊りて一隊けるるこの
ふやいふちの故は丹羽右近の家の子波賀をたつと
そのやいふまに法向の首出りたるを打捕りて
名よきよとるりまきい首打候し思氏勝教より此
を同四年八月津井の持城近江大洲の城攻めし時
氏勝よりそを敵先やして敵の首をたるとい四年丹

羽の家をたて いりるる 此本因持家より此物のことなる
勝攻よなるる そは 城を圍り此の城を攻めたる 此
此の城攻めよ一隊より入る二人は法を合を定むけ
赤一人と檢を合を其首をたると今平柳井より檢
起り一時在右の先登りて敵一人と候し今も敵より
引合門乃也一進ひ込一人を討ちて此勝家勝攻め此を
て其印を感する 感状美し加増して 其母教女をた
去る尾張國日守の城を圍りて 其母教女をた
しつと時きつとこの中島中好佐勝より海を走しよ

了後御宇早岐の城上枿の籠り討ちを待て死せんとすに三
河國新田の城より新田討ちよりいへり城を落
せむとす右以大手の門つらまへ橋を越して名乗り
出て新田の御宇新田と御宇とを合々七八間実乃
けしは都築丸なる助け申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり

新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり
新田の御宇新田より六城申す右以と橋を合々合へり

三末東四曆三年 慈明公ははなり法中経多し 日傳

結生 寛文元年十月廿一日辰を始し 三末

世子 奥國より傳へ建出用人の職をせり 山小姓の法をせ

ありて延宝四年五月廿一日辰を始し 三末 貞吉公は代り

召し時出用人の職をせり 貞吉公は代り 三末

轉一之祿四年三月廿一日辰を始し 三末 貞吉公は代り

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

同十年十月十四日午の十七日辰を始し 三末 貞吉公は代り

元実と上田用春 飛人の三男之享保九年三月廿一日辰を始し

召し建出用人の職をせり 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

三末 貞吉公は代り 三末 貞吉公は代り 三末

合舟や仲之事り... 破舟色て... 二年八月...
年三十の... 船... 民... 二年十月...
... 二年三月... 寛政四年...
... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...

... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...
... 二年三月... 出...

